

第108号議案

指定管理者の変更の件（神戸市立須磨ヨットハーバー）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である法人格のない団体について、その団体を構成する要素に重要な変更があることに伴い、次のとおり変更後の団体を指定管理者に指定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

変更前	変更後
神戸市中央区波止場町2番2号 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 一般社団法人神戸港振興協会 代表理事 岡口 憲義	神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

3 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

4 重要な変更の内容

- (1) 指定管理者である法人格のない団体の代表者となる法人の交代
- (2) 指定管理者である法人格のない団体の構成員となる法人の変更

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## (一財)神戸観光局と(一社)神戸港振興協会の合併について

### 1. (一社)神戸港振興協会の概要

神戸港の振興対策を強力に推進し、神戸港の永遠の発展に寄与するため、昭和33年9月に兵庫県・神戸市・神戸商工会議所・港湾関係業界等によって設立された。

神戸港振興事業として、船舶・貨物の誘致などのポートセールスや、みなとこうべ海上花火大会や神戸港カッターレース、帆船見学会などの市民と港を結ぶイベントの実施のほか、神戸ポートタワーや神戸海洋博物館の運営等を行っている。

#### <協会の概要>

- ・名 称：一般社団法人 神戸港振興協会
- ・所 在 地：神戸市中央区波止場町2-2（神戸海洋博物館内1F）
- ・設立年月日：昭和33年9月2日

### 2. 合併に至る経緯

開港150年記念事業を通して築いた民間企業や業界団体とのネットワークを活かしつつ、(一社)神戸港振興協会が培った港のネットワークと(一財)神戸観光局が有する観光ネットワークを結びつけ、神戸港のさらなる振興をはかっていくため。

### 3. 合併に向けたスケジュール

平成31年2月1日 理事会（合併契約の決議等）

平成31年2月20日 臨時総会（合併契約の承認等）

平成31年4月1日 合併の効力発生

(一財)神戸観光局は吸収合併存続法人

(一社)神戸港振興協会は吸収合併消滅法人

(参考)．旧(一社)神戸港振興協会事業の取り扱い

#### <合併後の概要>

- ・名 称：(一財)神戸観光局 港湾振興部
- ・事 務 所：神戸市中央区御幸通6-1-12（三宮ビル東館9F）  
神戸海洋博物館内1F
- ・主 な 事 業：神戸港振興事業  
神戸海洋博物館・神戸ポートタワー管理業務(平成31年度のみ)  
指定管理業務（神戸ポートターミナルほか等）